

同行援護従業者養成研修講師・助手要件（早見表）

職種・資格名等	実務経験（年）	担当科目										備考				
		一般課程							応用課程							
		講義							演習		講義		演習			
		1	2	3	4	5	6	7	1	2	1		2	3		
1	2	3	4	5	6	7	1	2	1	2	3					
①社会福祉士	3	○														視覚障害者（児）の相談・支援業務等に従事した経験が3年以上（当該資格取得前の経験も含む）
②相談支援専門員	3	○	○				○									
③視覚障害者（児）の施設長・生活支援員・指導員	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
④医師	3			○												視覚障害者（児）の相談・支援業務等に従事した経験が3年以上
⑤理学療法士，作業療法士	3			○												
⑥保健師，看護師	3			○	○						○	○				
⑦視能訓練士	3			○							○					
⑧心理判定員，臨床心理士	3				○							○				
⑨視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者	3		○				○	○	○	○						視覚障害者（児）の相談・支援業務等に従事した経験が3年以上（当該研修修了前の経験も含む）
⑩同行援護従業者養成研修一般課程修了者	3	○	○				○	○	○	○						
⑪11同行援護従業者養成研修応用課程修了者	3	○	○				○	○	○	○			○	○	○	
⑫視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
⑬国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◆視覚障害者（児）の相談・支援業務等に従事した経験が3年以上（当該研修修了前の経験も含む） ◆（社福）日本ライトハウスが実施した視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者は、国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者と同等とみなす。
⑭市町村障害福祉主管課職員	1	○	○													当該研修で担当する科目に該当する内容を担当していること。
⑮福祉・介護・看護系大学，介護福祉士等養成校の教員等	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	当該研修で担当する科目に該当する内容を教授していること。
⑯特例資格者（同行援護従業者養成研修一般・応用課程の講師であった者）	2回	従前に担当した科目														

※講師については、原則、①から⑮までの者であるがやむを得ない場合においては当面の間、特例資格者を適用する。